

専門家会議規則

(目的)

第1条 この規則は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構（以下「この法人」という。）の定款第51条第2項に基づき設置する専門家会議の構成及び運営に関し必要な事項について規定し、その円滑かつ適切な運営に資することを目的とする。

(構成)

第2条 専門家会議は、非営利の立場から民間公益活動の現場で活動する者又は民間公益活動につき知見を持つ専門家又は若しくは有識者としてこの法人の理事会で選任され、理事長の委嘱を受けた委員（以下「専門家委員」という。）から構成する。

- 2 専門家会議は、専門家委員10名程度とする。
- 3 専門家会議には、専門家委員のほか、理事、事務局長及び事務局次長並びに理事長が指示する事務局員が出席する。

(任期及び報酬等)

第3条 専門家委員の任期は、原則として前条第1項の委嘱を受けたときから2年間とする。

- 2 専門家委員に対して支払う報酬等の額は、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程第3条第5項の規定を準用する。
- 3 専門家委員の氏名は、原則として公開する。

(意見聴取事項)

第4条 専門家会議は、民間公益活動の現状と課題、優先的に解決すべき社会課題、資金分配団体の助成プログラムに関する方針、評価の在り方等この法人の運営の基本的事項について専門的な視点から意見聴取する。

(開催及び招集)

- 第5条 専門家会議は、原則として半期毎に開催するほか、理事長が必要と認めたときに開催する。
- 2 専門家会議は、理事長（理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは各理事）が招集する。

(議事)

第6条 事務局は、議事の進行を行う。

- 2 理事長は、適当と認める者に対して、参考人として専門家会議への出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(議事録)

第7条 専門家会議の議事については、次に掲げる事項を記録した議事録を書面又は電磁的記録をもって作成する。

- (1) 専門家会議の日時及び場所
- (2) 専門家会議に出席した専門家委員及び理事の氏名
- (3) 専門家会議の議事の経過の要領

(理事会への報告)

第8条 理事長は、専門家会議の議事の経過について、理事会に報告する。

(庶務)

第9条 専門家会議の庶務は企画広報部が行う。

(細則)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第11条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規則は、平成30年9月14日から施行する。(平成30年9月14日理事会決議)

21 留意事項に関する同意書